

日本税理士会連合会 編
中央経済社
大蔵省主税局税制第一課監修

所得税法規集

〈昭和57年11月1日現在〉

- ① 所得税法
- ② 同施行令
- ③ 同施行規則
- ④ 少額貯蓄等利用者カードの様式に関する省令
- ⑤ 所得税法関係告示
- ⑥ 租税特別措置法(抄)
- ⑦ 同施行令(抄)
- ⑧ 同施行規則(抄)
- ⑨ 同関係告示

中央経済社

所得税法規集

【昭和57年11月1日現在】

- ① 所得税法
- ② 同施行令
- ③ 同施行規則
- ④ 少額貯蓄等利用者カードの様式
に関する省令
- ⑤ 同関係告示
- ⑥ 租税特別措置法(抄)
- ⑦ 同施行令(抄)
- ⑧ 同施行規則(抄)
- ⑨ 同関係告示

中央経済社

所得税法規集 (昭和五十七年十一月一日現在)

昭和五十八年一月二十日 印刷
昭和五十八年一月二十六日 発行

監修

大蔵省主税局税制第一課

編集

日本税理士会連合会
中央経済社

発行者 渡辺正一

印刷者 仙葉喜代太郎

発行所

株式会社 中央経済社

〒一〇一 東京都千代田区神田神保町一の三の二

電話 (二九三) 三三三七 (編集部)
(二九三) 三三八一 (営業部)

振替口座・東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替致します

ISBN4-481-80076-3 C2034

凡 例

△本法規集の編集▽

本法規集は、所得税に関する現行諸法令について、昭和五十七年十一月一日までの改正（昭和五十八年一月一日前に施行される条項を含む。）を織り込み、五十八年一月一日以後に施行される条項についてはそれぞれ各条の末に掲載してあります。

△条文見出しの表示▽

原法令の各条文の見出しは、とくに頭注欄を設けて表示してあります。

△項および号の表示▽

本文中の項および号の表示は原法令にしたがい、項については算用数字で、号については和数字でこれらを表示しています。

△参照条文▽

法律については、この規定に関する政令または省令の条項を、施行令については、その規定に関連する省令の条項を参照条文としてそれぞれ頭注欄に示してあります。

△法令略語▽

参照条文の略語は、次のとおりです。

施行令……令

施行規則……規

頭の表示……○つき算用数字

* 参照条文の略語の例

令二五の六②は、施行令第二十五条の六第二項であることを示しています。

所得税法規集

所得税法	一
所得税法施行令	一六一
所得税法施行規則	三三五
少額貯蓄等利用者カードの様式に関する省令	四四七
所得税法関係告示	四五二
租税特別措置法	四七三
租税特別措置法施行令	六二一
租税特別措置法施行規則	七三七
租税特別措置法関係告示	八二三

所得税法

(昭和四十年三月三十一日法律第三三三号)
(最終改正昭和五十七年六月二十二日法律第六三三号)

目次

第一編 総則	三
第一章 通則(第一条—第四条)	三
第二章 納税義務(第五条—第六条)	六
第三章 課税所得の範囲及び少額貯蓄等利用者カードの交付	七
第一節 課税所得の範囲(第七条—第十一条)	七
第二節 少額貯蓄等利用者カードの交付(第十一条の二・第十一条の三)	四
第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条—第十四条)	五
第五章 納税地(第十五条—第二十条)	六
第二編 居住者の納税義務	七
第一章 通則(第二十一条)	七
第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除	八
第一節 課税標準(第二十二条)	八
第二節 各種所得の金額の計算	八
第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条—第三十五条)	八
第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条—第三十八条)	三
第三款 収入金額の計算(第三十九条—第四十四条)	三
第四款 必要経費等の計算(第四十五条—第四十六条)	五
第一目 家事関連費、租税公課等	五

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条—第五十条)	六
第三目 資産損失(第五十一条)	六
第四目 引当金(第五十二条—第五十五条の二)	七
第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条—第五十七条)	三
第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十八条—第六十二条)	三
第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条—第六十四条)	三
第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例(第六十五条—第六十七条の二)	四
第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)	五
第三節 損益通算及び損失の繰越控除(第六十九条—第七十一条)	五
第四節 所得控除(第七十二条—第八十八条)	六
第一節 税率(第八十九条—第九十一条)	四
第二節 税額控除(第九十二条—第九十五条)	四
第四章 税額の計算の特例	四
第一節 世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例(第九十六条—第一百一条)	五
第二節 その他の税額の計算の特例(第一百二条—第一百三三)	四
第五章 申告、納付及び還付	四
第一節 予定納税(第一百四十四条—第一百六条)	四
第二款 特別農業所得者の予定納税の特例(第一百七条—第一百十)	四
第三款 予定納税額の減額(第一百十一—第一百十四条)	四
第四款 予定納税額の納付及び徴収に関する	四

特例 (第百十五條—第百十九條)	五
第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付	五
第一款 確定申告 (第百二十條—第百二十三條)	五
第二款 死亡又は出国の場合の確定申告 (第百二十四條—第百二十七條)	五
第三款 納付 (第百二十八條—第百三十條)	五
第四款 延納 (第百三十一條—第百三十七條)	五
第五款 還付 (第百三十八條—第百四十二條)	五
第三節 青色申告 (第百四十三條—第百五十一條)	五
第六章 更正の特例 (第百五十二條—第百五十三條)	五
第七章 更正及び決定 (第百五十四條—第百六十條)	五
第三編 非居住者及び法人の納税義務	六
第一章 国内源泉所得 (第百六十一條—第百六十三條)	六
第二章 非居住者の納税義務	六
第一節 通則 (第百六十四條)	六
第二節 非居住者に対する所得税の総合課税 (第百六十五條)	六
第一款 課税標準、税額等の計算	六
第二款 申告、納付及び還付 (第百六十六條)	六
第三款 更正の特例 (第百六十七條)	六
第四款 更正及び決定 (第百六十八條)	六
第三節 非居住者に対する所得税の分離課税 (第百六十九條—第百七十三條)	六
第三章 法人の納税義務	六
第一節 内国法人の納税義務 (第百七十四條—第百七十七條)	六
第二節 外国法人の納税義務 (第百七十八條—第百八十一條)	六
第四編 源泉徴収	六
第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収 (第百八十一條—第百八十二條)	六

第二章 給与所得に係る源泉徴収	六
第一節 源泉徴収義務及び徴収税額 (第百八十三條—第百八十九條)	六
第二節 年末調整 (第百九十條—第百九十三條)	六
第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告 (第百九十四條—第百九十八條)	六
第三章 退職所得に係る源泉徴収 (第百九十九條—第二百一十條)	六
第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収	六
第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉 徴収 (第二百一十條—第二百一十六條)	六
第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉 徴収 (第二百一十七條—第二百一十九條)	六
第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉 徴収 (第二百二十條—第二百二十一條)	六
第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収 (第二百二十二條—第二百二十五條)	六
第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例 (第二百二十六條—第二百二十九條)	六
第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収 (第二百三十條—第二百三十三條)	六
第五編 雑則	六
第一章 支払調書の提出等の義務 (第二百三十四條—第二百三十一條)	六
第二章 その他の雑則	六
第六編 罰則	六
附則	六
別表	六

第一編 総則

第一章 通則

第一条 この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。
- 四 非居住者 居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて五年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。
- 五 非居住者 居住者以外の個人をいう。
- 六 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- 七 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 九 公社債 公債及び社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む)をいう。
- 十 預貯金 預金及び貯金(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)をいう。
- 十一 合同運用信託 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

十二 貸付信託 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項(定義)に規定する貸付信託をいう。

十三 証券投資信託 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項(定義)に規定する証券投資信託(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託))に規定する信託を含む)及びこれらに類する外国の信託をいう。

十四 オープン型の証券投資信託 証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるものをいう。

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十六 たな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く)。でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 有価証券 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二十号)第二条(定義)に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十八 固定資産 土地、土地の上に存する権利を含む)、減価償却資産、電話加入権その他の資産(山林を除く)で政令で定めるものをいう。

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令

で定めるものをいう。

二十 雑所得 雑所得

二十一 雑所得

二十二 雑所得

二十三 雑所得

二十四 雑所得

二十五 雑所得

二十六 雑所得

二十七 雑所得

二十八 雑所得

令七

で定めるものをいう。
二十 雑延資産 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

二十一 各種所得 第二編第二章第二節第一款の所得の種類及び各種所得の金額に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。

二十二 各種所得の金額 第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額をいう。

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

二十四 臨時所得 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるものをいう。

二十五 純損失の金額 第六十九条第一項（損益通算）に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう。

二十六 雑損失の金額 第七十二条第一項（雑損控除）に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

二十七 災害 震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。

二十八 障害者 心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

令一〇〇

二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。

三十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二條（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という）が千万円以下であるものをいう。

三十一 寡婦 次に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他の者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの
ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が三百万円以下であるもの

三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この条において「給与所得等」という）を有するもののうち、合計所得金額が五十万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学

令七の二

令八

令九

令一〇〇

校の範囲に規定する学校の学生、生徒又は児童

口 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人の設置）に規定する学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ 職業訓練法人の行う職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第三項（職業訓練の認定）に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

三十三 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその衣住者と生計を一にするもののうち、次に掲げる者をいう。

イ 合計所得金額のない者

ロ その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が二十九万円以下であるもの

ハ 給与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が十万円以下（その者が給与所得等を有する場合に、十万円から合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した金額と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額を十万円に加算した金額以下）であるもの

三十三の二 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県知事のとるべき措置）の規定により同号に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第四

号（都道府県知事等のとるべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもののうち、第三十三号イからハまでに掲げる者をいう。

三十四の二 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しない者をいう。

三十五 特別農業所得者 その年において農業所得（米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の十分の七をこえる者をいう。

三十六 予定納税額 第四百四条第一項（予定納税額の納付）又は第四百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これらの規定を第六十六六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七 確定申告書 第二編第五章第二節第一款及び第二款（確定申告）（第六十六六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十八 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

四十 青色申告書 第四百四十三条（青色申告）（第六十六六条において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。

四十一 確定申告期限 第二百二十条第一項（確定所得申告）（第六十六條）において準用する場合を含む。の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し又は出国をした場合には、第二百二十五条第一項年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第二百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限をいう。

四十二 出国 居住者については、国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で第六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることとし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行なう第六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を廃止することとする）をいう。

四十三 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十四 決定 第十九条（納税地指定の処分）の取消しがあった場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五 源泉徴収 第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収し及び納付することを含む。

四十六 附帯税 国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

四十七 充当 第九十条（年末調整）及び第九十一条

居住者及び
非居住者
等
の
区
分

令 一三

令 一四
一六

人格のない
社団等
に
対
し
て
の
適
用
の
法
律

納税義務
者

（過納額の還付）の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。

四十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

2 この法律において、「相続人」には、包括遺贈者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。

3 この法律（第九十二条（配当控除）を除く。）において、「利益の配当」には、利息の配当及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとする。

第三条 国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十条（少額預金の利子所得等の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、居住者及び非居住者並びに非居住者及び非永住者以外の居住者の区分に關し、個人が国内に住所を有するかどうか又は居住者が国内に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める。

第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第一を除く。）の規定を適用する。

第二章 納税義務

第五条 居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

2 非居住者は、第六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（以下この条において「国内源泉所得」という。）を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

3 内国法人は、国内において第七十四条各号（内国法人に

係る所得税の課税標準に掲げる利子等、配当等、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4 外国法人は、国内源泉所得のうち第百六十一条第二号から第七号まで又は第九号から第十一号までに掲げるものの支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第六條 第二十八條第一項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第三章 課税所得の範囲及び少額貯蓄等利用者カードの交付

第一節 課税所得の範囲

第七條 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 すべての所得

二 非永住者 第百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（以下この条において「国内源泉所得」という。）及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に掲げる国内源泉所得

四 内国法人 国内において支払われる第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配、報酬及び料金並びに賞金

令一七

納税義務者の区分が異動した場合の課税所得の範囲

令一八 非課税所得

令一九 現二

令二〇

令二〇

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げるもの前項第二号に掲げる所得の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

第八條 その年において、個人が非永住者以外の居住者、非永住者又は第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分のうち二以上のものに該当した場合には、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は当該各号に掲げる非居住者であった期間に応じ、それぞれその期間内に生じた前条第一項第一号から第三号までに掲げる所得に対し、所得税を課さない。

第九條 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第十条第一項（貯金総額の制限）の郵便貯金又は当座預金の利子（政令で定めるものを除く）。

二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校若しくは高等学校又は同法第七十二条（盲学校等の部別）に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金（前号に規定するものを除く）又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配

三 恩給、年金その他これらに準ずる給付で次に掲げるもの
イ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの
ロ 遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関しして実施する共済制度で政令で定める

ものに基づいて受ける給付
 四 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

五 給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

六 給与所得を有する者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的な利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできなないものとして政令で定めるもの

七 国外で勤務する居住者の受ける給与のうち、その勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して受ける在勤手当（これに類する特別の手当を含む。）で政令で定めるもの

八 外国政府、外国の地方公共団体又は政令で定める国際機関に勤務する者で政令で定める要件を備えるものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与（外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該政令で定める要件に準する要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限る。）
 九 自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるもの

十 譲渡による所得
 十 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税通則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得（第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）

十一 有価証券の譲渡による所得のうち、次に掲げる所得以外のもの
 イ 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの
 ロ 相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの
 ハ 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

十二 オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分として政令で定めるもの
 十三 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額（オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち前号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第四号において同じ。）のうち当該受益証券に係る部分の金額とをいう（いずれか低い金額が当該受益証券

令二〇の二

令二二

令二二

令二二
 令二四
 規の二

令二五

券の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十四 法人の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号（定義）に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二条第十六号に規定する資本等の金額（以下この条において「資本等の金額」という。）のうちその交付の基因となつた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十五 内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十六 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十七 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第四条第一項（内廷費）及び第六条第一項（皇族費）の規定により受ける給付
十八 次に掲げる年金又は金品
イ 文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百五号）第

八条第一項（年金）の規定による年金

ロ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品

ハ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

ニ 学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の指定するもの

ホ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品
ヘ 外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの（給与その他対価の性質を有するものを除く。）のうち大蔵大臣の指定するもの

十九 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

二十 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

二十一 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で身心に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

二十二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百五号）の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、同法第百八十九条（選挙運動に関する収入及び支出の報

令 三〇

令 二九の二

2 告書の提出)の規定による報告がされたもの次に掲げる金額はこの法律の規定の適用については、な

一 前項第九号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の合計額(以下この項において「取得費等の金額」という)に満たない場合におけるその不足額

二 前項第十号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の取得費等の金額又は第三十二条第三項(山林所得の金額の計算)に規定する必要経費に満たない場合におけるその不足額

三 前項第十一号イからニまでに掲げる所得の基因となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額がその有価証券の取得費等の金額に満たない場合におけるその不足額

四 前項第十三号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

五 法人の株主等が前項第十四号に規定する事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

六 内国法人の株主等が前項第十五号に規定する事由により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額

二九の

七 内国法人の株主等が前項第六号に規定する事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

施行 昭和五十八年一月一日

非課税所 第九條 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 当座預金の利子(政令で定めるものを除く。)

二 二二二 現行法に同じ

第九條の二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第二

條第一項(貯金総額の制限)の郵便貯金(前條第一項第二号に該当するものを除く。以下この条において「郵便貯金」という)の利子については、所得税を課さない。

2 郵便貯金の預入をする者は、政令で定めるところにより、その預入をする際、その郵便貯金の受入れの取扱いをする郵便局(簡易郵便局を含む)に、その者の少額貯蓄等利用者カードを提示して氏名又は名称及び少額貯蓄等利用者カードの交付番号を告知し、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に当該交付番号の記載を受けなければならない。

3 郵便貯金のうち、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けていないものその他政令で定めるものの利子については、第一項の規定は、適用しない。

4 郵便貯金の受入れをする者は、郵便貯金のうちその郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けていないものについて、その利子の

郵便貯金の利子所得の非課税

支払をした場合には、政令で定めるところにより、当該利子の額その他必要な事項を税務署長に通知しなければならない。

少額預金の
利子所得等
の非課税

令三二

規三六

規四三

規別表
(一)

令三七

第十条 国内に住所を有する個人が、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるところの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）合同運用信託（同号の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は有価証券（公社債及び証券投資信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところによりその預入等の際その預貯金、合同運用信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

- 一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第四項の申告書の提出があった場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）をこえない場合、その預貯金の下該計算期間に対応する利子
- 二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運

令三七

三三八

三九〇

規別表
(一)

- 用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額をこえない場合（その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより、保管の委託をしている場合に限る。）その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配
- 三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額をこえない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配
- 2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。
- 3 第一項の規定は、個人が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を、同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等を受けようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住

所地の所轄稅務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機關の營業所等の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別

三 当該金融機關の營業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額

四 既に他の金融機關の營業所等を経由して非課稅貯蓄申告書を出している場合には、当該他の金融機關の營業所等のごとの名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額(次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)

4 非課稅貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その個人は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課稅貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機關の營業所等を経由して納稅地の所轄稅務署長に提出するものとする。

5 前二項の場合において、非課稅貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する稅務署長に提出されたときは、これらの規定に規定する金融機關の營業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

6 非課稅貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機關の營業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が三百万円を超えらるることとなる場合には、提出することができない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本

規 一五〇
一五五
規 一四一
一四六

少額預金
の利息
課稅等
の非

施行 昭和五十八年一月一日

及び額面金額等の計算の方法、非課稅貯蓄申込書及び非課稅貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條 国内に住所を有する個人が、金融機關その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるところの營業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「金融機關の營業所等」という。)において預貯金(第九條第一項第一号若しくは第二号(非課稅所得)又は前条第一項の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ)、合同運用信託(同号の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ)又は有価証券(公社債及び証券投資信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ)の預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところによりその預入等の際その預貯金、合同運用信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨及びその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課稅貯蓄申込書」という。)を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得稅を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機關の營業所等において非課稅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本の合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その個人がその金融機關の營業所等の長の第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カードに記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第四項の規定による変